

調査結果報告書

令和5年12月6日
川崎町政治倫理審査会

令和 5 年 11 月 9 日付け川総人第 26 号「川崎町政治倫理審査会による調査について（依頼）」により、川崎町長から川崎町政治倫理条例（平成 10 年条例第 11 号。以下「条例」という。）第 18 条第 2 項の規定に基づく調査依頼があったため、川崎町政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を開催し、調査した結果を下記のとおり報告する。

記

1. 調査の内容について

（1）調査の対象者

川崎町議会議員 繁永 英樹（以下「繁永議員」という。）

（2）調査の対象となる事由の該当条項

条例第 17 条に規定する「町の工事等に関する遵守事項」に違反の疑い

（3）調査の対象となる事由の内容

繁永議員の 1 親等であると思われる者が、町の工事請負実績のある有限会社 D S . C o m p a n y の代表となっており、条例に違反する疑いがある。

（4）調査要求の経過

令和 5 年 11 月 6 日、川崎町議会議長のもとに匿名文書により、上記内容の情報が寄せられた。同月 8 日、条例に違反している疑いがあるとして条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、川崎町議会議長から川崎町長に審査会への調査依頼の要求がなされ、その翌日、川崎町長から当審査会に調査依頼があり、同月 15 日に第 1 回審査会を開催し、調査を開始した。

2. 調査の経過

回数	開催日時	開催場所	調査の概要
1	11月15日	庁舎入札室	調査の内容確認及び調査方法の協議
2	11月24日	庁舎入札室	調査及び審議
3	12月6日	庁舎入札室	調査報告書のまとめ
		町長室	調査報告書の提出

3. 調査の方法

条例第9条第2項の規定に基づき、疑義を証明する資料として町に請求した有限会社D S . C o m p a n y の代表取締役（以下「代表取締役」という。）に関する情報（戸籍等）を参考に、繁永議員との事実関係を確認し、慎重に調査を行った。

4. 調査の結果

当審査会が、代表取締役の戸籍を確認した結果、繁永議員の1親等である事実が判明した。また、代表取締役は平成23年から代表に就任しており、繁永議員が議員として在籍しているにも関わらず、町のホームページで確認ができるだけでも平成24年度から現在までに7件(合計104,303,900円)の工事請負契約を締結していたことが確認された。そのため、条例第17条第1項「町長等及び議員の配偶者、1親等又は同居の親族が代表者をしている企業又は町長等及び議員が実質的に経営に携わっているとみなされる企業は、第3条第1項第3号に規定する契約を辞退する旨の辞退届を提出しなければならない。」の規定に違反するものと認める。

5. 審査会からの意見

指名願及び資格審査に必要な書類として、町は関係法令を遵守する旨の誓約書の提出を求めているところであるが、今回のような事案の再発防止のため、その誓約項目に政治倫理条例について明記するなど、チェック機能の強化を行うべきであると考えている。

令和5年12月6日

川崎町政治倫理審査会

会 長	久 保	正 敏
副会長	森 坪	和 久
委 員	田 尻	律 子
委 員	谷	文 和
委 員	中 村	千 恵